

(一般競争入札用)

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

一般競争入札とする。

ただし、入札者がいないとき、又は、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

(1) 入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 248 条に定める入札保証金は入札金額の 100 分の 3 の額とする。

ただし、財務規則 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者

予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(4) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は委託料の 100 分の 5 の額とする。

ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(5) 委託期間

90 日とする。

ただし、委託の着手時期は契約締結の日から 7 日以内において委託者が指定する日とする。

(6) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したとき確定する。

(7) 委託契約書

別紙「外壁診断調査業務委託契約書」のとおり

外壁診断調査業務委託契約書

委託業務の名称 川口高校寄宿舎外壁診断調査業務委託

契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)

履 行 期 限 契約の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

契 約 保 証 金 金 円

上記の委託業務について、発注者 福島県と受注者 は次の各条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項で、必要ある事項については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、書面による発注者の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務を、方法のいかんを問わず第三者に譲渡し、継承し、又は下請けさせてはならない。

(業務の調査等)

第3条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の変更)

第4条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(天変地変、不可抗力等による履行期間の延長)

第5条 天変地変その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期限までに業務を完了することができないときは、受注者は、発注者に対し、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期限の延長の申し出をすることができる。この場合において、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要が生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害が発注者の責に帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に受託業務を完了できない場合において、当該期間後に完了する見込みがあるときは、受注者は、発注者に対して、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期間の延長の申し出をすることができる。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に業務を完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延日数1日につき委託料の額に年2.8%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

3 発注者は、前項の規定により履行期間を延長することを認めたときは、その旨を受注者に通知するものとする。

(業務の完了及び検査)

第8条 受注者は、業務を完了したときは、業務完了届に仕様書に定める提出書類を添えて、遅滞なく発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、受理した日から10日以内に提出書類について検査を行わなければならない。

(契約金の請求)

第9条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、受注者から前項の規定による支払の請求があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(契約の解除及び違約金)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 履行期限までに業務を完了しないとき、又は業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者に支払うものとする。
- （損害賠償等）
- 第11条 受注者は、業務の実施により生じた事故について、責任をもってその処理解決に当たるものとする。
- 2 受注者は、その責めに帰する事由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、以下（1）から（2）のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。
- （1）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - （2）公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - （3）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 4 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、

発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第 12 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護等)

第 13 条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外事項)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 15 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 月 日

発注者 住 所 大沼郡金山町大字川口字蛇沢 2434-2

氏 名 福 島 県
福島県立川口高等学校
校長 長島 雄一 印

受注者 住 所

氏 名 印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 受注者は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従事者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 受注者は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）、特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 受注者は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、発注者の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。

4 受注者は、発注者の指示により特定個人情報の持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむを得ない場合を除き、いかなる場合も発注者の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。）の一切をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は受注者が廃棄するものとする。受注者が当該資料等（紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。）を廃棄する場合、受注者は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を発注者に提出して発注者の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、受注者は、前項の規定による発注者への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、発注者及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、発注者は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の

契約に関する第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、受注者に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、受注者はこの指示に従わなければならない。

(再委託に伴う措置)

第12 受注者は、第2条に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、受注者による取り扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

外壁診断調査業務仕様書

1 業務名

川口高校寄宿舎外壁診断調査業務委託

2 履行場所

福島県大沼郡金山町大字川口字金洗道上1550 地内

3 期間

90日間

4 目的

建物壁面仕上げ材の浮きなどの劣化状況を調査し、仕上げ材の落下事故等の防止と、建物維持管理及び特殊建築物等定期調査の資料とする。

5 調査範囲

川口高校寄宿舎の外壁

原則として当該建物の外壁全面とする。なお、調査困難な部位等がある場合は平成20年3月10日付け国土交通省告示第282号の別表「2建築物の外部(11)」及び「(ろ)調査方法」に掲るものとする。

6 調査方法

「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」(国土交通省)による全面打診法または全面的な赤外線装置法と部分打診法の併用による調査とする。

(1) 現地予備調査(調査前日または調査前)

- ①日射状況の確認
- ②建物の構造により測定できない部分の確認
- ③赤外線カメラの設定位置の確認

対象面との角度は、外壁法線を0°とした時、光軸中心で測定角度(水平・垂直方向とも)30°以内が望ましい。(ただし、やむを得ない場合は45°以内まで許容できる。) カメラを設定できない場合には、公道、隣地敷地内、対面建物の屋上、避難階段などの施設や高所作業車などを利用する。

(2) 測定計画

- ①赤外線カメラの設定位置を選定する。
- ②壁面に汚れ、エフロレッセンス、錆水などが付着し、浮きと誤認しやすい場合には可視像による映像を併用した診断調査を行う。
- ③調査精度の安定化を図るため、撮影時の画像解像度は25mm/pix以下とする。
- ④温度分解能が0.1°C以下の性能を保有する赤外線サーモグラフィ装置を使用する。

(3) 測定

①現地測定：目視調査

劣化、損傷状況を直接肉眼で確認する。高所などでこれにより難い場合には双眼鏡等を使用する。

②現地測定：打診等調査

テストハンマーにより打診し、打診によって発生する音の高低等で浮きや密着不良部の有無を判断する。

③現地測定：赤外線装置法

赤外線サーモグラフィ装置を用いて壁面仕上げ材の浮き・はく離部の変温部状況を測定のうえ、変温部の赤外線画像及び可視画像を保存する。また、変温部をテストハンマーにより打診し、壁面仕上げ材の浮きや密着不良部等の有無を精査する。

(4) 測定結果の解析

目視調査、打診等調査、赤外線操作法により収集した現地測定結果を取りまとめ解析する。なお、解析時において撮影記録した画像の温度表示などを調整し、変温部を抽出し確認する。

(5) 報告書作成

- ・ 調査結果報告書を作成・提出する。なお、報告書には以下事項を記載する。
- A 速報（随時）
- B 調査結果のまとめ
 - a 建物概要
 - b 調査会社名、調査責任者、調査担当者名
 - c 調査部分、調査除外部分
 - d 調査実施日、調査時の天候及び温度条件等
 - e 平面図に調査結果を図示した調査結果図
 - f 調査結果図に対応する浮き、はく離部の状況写真台帳（必要に応じ抽出図、熱画像貼付）
 - g 結果考察、異常部の項目明示、可視、赤外線画像等詳細調査の要否記載、対策助言・提案

7 提出書類

(1) 着手届	1 部
(2) 作業計画書	1 部
(3) 工程表	1 部
(4) 管理技術者通知書	1 部
(5) 完了届	1 部
(4) 調査結果報告書	2 部 (デジタルデータを含む)
(5) その他必要と認められるもの	1 式

【参考文献】

- ・ 特殊建築物等定期調査業務基準（2008年改訂版）
財団法人日本建築防災協会
- ・ タイル外壁及びモルタル塗り外壁 定期的診断マニュアル（改訂第3版）
公益社団法人ロングライフビル推進協会
- ・ 特殊建築物等定期調査における外壁の劣化損傷状況の赤外線調査ガイドライン
日本赤外線劣化診断技術普及協会